

当組合のキャッシュカードをご利用のお客様へ

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が増加しております。当組合では本年2月10日から施行された「預金者保護法」にもとづき、キャッシュカード規定の改正を行い、キャッシュカードの偽造・盗難等により万一被害に遭われた際の補償への対応を行っております。

併せて、偽造・盗難カードによる不正な取引からお客様をお守りし、被害を未然に防止するため「**類推されやすい暗証番号の変更のご案内**」をさせていただくと同時に「**1日あたりのキャッシュカードによるお引き出し限度額、お振込み限度額の変更**」をご案内申し上げます。

なお、各限度額は窓口にてお届けにより200万円の範囲で任意の設定もできるようにいたしております。

何卒ご理解賜りますよう今後とも宜しくお願い申し上げます。

記

1. 暗証番号変更のお願い

(1) 偽造キャッシュカードを用いて預金が不正に引き出された被害の6割弱のケースで類推されやすい暗証番号を使用していたという調査結果もあります。

キャッシュカードをご利用のお客様で類推されやすい暗証番号[※]を使用されているお客様はすみやかに暗証番号を変更してください。

※ 類推されやすい暗証番号とは？

1.生年月日に関連した番号 昭和48年＝1973年11月25日→1973、1125など	2.ご自宅、携帯や勤務先の 電話番号に関連した番号 03-3436-0111→3436など
3.住所の番地に関連した番号 2丁目6番地10号→2610など	4.四桁が同じ番号、連続した番号 7777、8888、1234、9876など

(2) 【暗証番号の変更手続】

当組合のATMからのお手続きで簡単にキャッシュカードの暗証番号の変更手続ができますのでご利用ください。(無料)

(3) 偽造・盗難キャッシュカードによる被害に遭わないための注意点

偽造・盗難キャッシュカードによる被害に遭わないため下記の点に注意ください。

1. 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。
2. 当組合の職員や警察官等がATMコーナーや電話等で暗証番号を聞くことはありません。不審な場合は、お取引店へご照会ください。
3. 暗証番号をキャッシュカードに記載しないでください。また、容易に判るような形で暗証番号を記載したメモや暗証番号を類推される書類等を、キャッシュカードと一緒に携行・保管しないでください。
4. 同じ暗証番号でロッカー、貴重品ボックス等の金融機関の取引以外で使用しないでください。
5. キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置しないでください。
6. キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に、大切なものですので、厳重な管理をお願いします。また長時間手許から離さないようにしてください。

☆ 暗証番号の定期的な変更をお勧めします。また、定期的に通帳のご記帳を行い異常な取引の有無をご確認されるよう願います。

2. 1日あたりのキャッシュカードによるお引き出し限度額、お振込み限度額の変更について

全国的に盗難カードや偽造されたカードで預金が引き出される被害が増えていることから、お客様の大切な財産をお守りするために、平成18年4月9日(日)よりキャッシュカードによる「現金お引出し」および「お振込」のご利用限度額を変更させていただきます。

(1) キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額

お取引	変更後	現行
現金お引出し	50万円	200万円
デビットカードのご利用	50万円	200万円
お振込	50万円	200万円

(キャッシュカードには、カードローン・事業者カードローン・法人カードを含みます。)

(注)1.提携先金融機関・郵便局ATMでのお取引を含みます。

2.ATM利用手数料および振込手数料はご利用限度額に含みません。

(2) 1日あたりのご利用限度額の変更およびATM取引可能店舗の制限をご希望されるお客様へ

① お支払限度額、振込限度額は、お取引店窓口で200万円の範囲内で任意に設定することができます。

☆ 既に利用限度額を個別に変更のお届け済のお客様の限度額はそのままご利用になれます。

② お取引店のみまたは当組合のみのATM利用に制限することで、不正利用を防止することができます。

ご希望のお客様は、お届け印・お通帳・本人確認資料(免許証等)をご持参のうえ、窓口にお申出ください。

3. 預金者保護法にもとづく偽造・盗難カード等による被害補償について

平成18年2月10日から「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行なわれる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」が施行されたことに伴い、偽造・盗難カードを用いたATMからの不正な預金払戻し被害について原則、当組合が補償いたします。

ただし、ご本人に「重大な過失」があった場合は偽造・盗難カード被害とも補償しません。また、本人に「過失」があった場合は盗難カード被害は4分の3の補償となります。(補償の対象となる期間は被害発生を当組合に通知した日から原則30日前までです。)

本人の「重大な過失」、「過失」となりうる場合の具体的事例は下記のとおりです。つきましては、お客様におかれましても日頃のカード管理についてはくれぐれもご注意ください。(以下は改正キャッシュカード規定の抜粋であり、規定は店頭、ホームページ等にご用意しております。)

【お客様の「重大な過失」となりうる場合】

- (1)本人が他人に暗証を知らせた場合
- (2)本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3)本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4)その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

【お客様の「過失」となりうる場合】

- (1)次の①または②に該当する場合

- ① 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポート など)とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

ア. 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合

イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

② キャッシュカードの管理

ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ. 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) 盗難カードによる払戻し等

盗難カードによる補償にあたっては、すみやかな当組合への通知、警察署への被害届の提出やカードを不正使用した者等の条件によりお取扱が異なります。

本案内について、詳しくはお取引店の窓口へお問合せください。

以上